

## 大村市地域げんき交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地域住民が自ら考え、自ら行う地域づくりの活動を支援するため、予算の定めるところにより、地域づくりを推進するための組織（以下「地域づくり組織」という。）に対し、大村市地域げんき交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、大村市補助金等交付規則（昭和42年大村市規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(交付の対象者)

第2条 交付金の交付の対象となる地域づくり組織は、別表第1に定める地区ごとに当該地区の住民により構成されたものとする。

(交付の対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）は、地域づくり組織が自主的に行う次に掲げる事業とする。

- (1) 市民の交流に関する事業
- (2) 安全・安心に関する事業
- (3) 子育て支援及び青少年育成に関する事業
- (4) 健康づくりに関する事業
- (5) 高齢者等の福祉に関する事業
- (6) 環境美化・保全に関する事業
- (7) 歴史・文化資源の保存に関する事業

2 前項の規定に関わらず、国、他の地方公共団体その他の団体から他の補助金（これに類すると市長が認めるものを含む。）の交付を受けた事業は、交付金の交付の対象としない。

(交付の対象経費)

第4条 交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、交付事業の実施に要する経費であって、次に掲げる経費を除く経費とする。

- (1) 飲食費
- (2) 1の町内会の行事に係る経費

- (3) 建物及びこれに附属する工作物（市長が適当と認めるものを除く。）に係る経費
- (4) 金品（市長が適当と認める額未満の賞品及び記念品（金銭、商品券その他これに類するものを除く。）を除く。）の贈与に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が交付金の交付を対象とすることが適当でないとして認める経費

（交付金の額）

第5条 交付金の額は、交付対象経費の額とし、別表第2に定める均等割の額及び地区割の額の合計額を上限とする。ただし、市長が、当該地域づくり組織に対する前年度の交付金の交付状況その他の事情を勘案し、当該上限を超える額の交付金の交付が必要と認める地域づくり組織については、当該上限を超える額で市長が定める額を助成金の額とすることができる。

（申請の手続）

第6条 規則第5条の規定により、交付金の交付を申請しようとする地域づくり組織は、様式第1号による申請書に次の書類を添え、当該交付事業の属する年度の8月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（交付金の交付の条件）

第7条 規則第7条の規定により次に掲げる事項は、市長が交付金の交付を決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 交付事業を行う地域づくり組織（以下「交付事業者」という。）は、次のいずれかに該当する場合には、様式第3号による事業計画変更等承認申請書を提出して、市長の承認を受けなければならないこと。
  - ア 交付事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
  - イ 交付事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合
  - ウ 交付事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 交付事業者は、交付事業の会計をその他の事業の会計と明確に区別して管理しなければならないこと。
- (3) 交付事業者は、経費の支出を明らかにした書類、帳簿等を整備し、交付事業が

完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないこと。

(実績報告等)

第8条 交付事業者は、交付事業が完了したときは、様式第4号による実績報告書に次に掲げる書類を添えて、当該交付事業の完了した日から20日を経過した日又は当該交付事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第5号)
- (2) 決算監査報告書(様式第6号)
- (3) 交付対象経費に係る領収書その他支出を証する書類又はその写し
- (4) 活動記録等の資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項第2号の決算監査報告書は、2人以上の監事により作成されなければならない。

(交付金の支払)

第9条 この交付金は、概算払の方法により支払うことができる。

2 交付事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第7号による請求書に交付金の交付決定の通知の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、公表の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

地区の名称	地区を構成する区域
三浦地区	西部町 日泊町 溝陸町 今村町
鈴田地区	岩松町 大里町 陰平町 中里町 小川内町 平町
大村地区	木場1丁目 木場2丁目 向木場町 須田ノ木町 赤佐古町 徳泉川内町 水計町 荒平町 東大村1丁目 東大村2丁目 久原一丁目 久原二丁目 武部町 三城町 東三城町 西三城町 水主町1丁目 水主町2丁目 東本町 本町 西本町 幸町 片町 玖島一丁目 玖島二丁目 玖島三丁目
西大村地区	古賀島町 森園町 松山町 協和町 松並一丁目 松並二丁目 杭出津1丁目 杭出津2丁目 杭出津3丁目 水田町 古町1丁目 古町2丁目 乾馬場町 西乾馬場町 西大村本町 桜馬場1丁目 桜馬場2丁目 植松1丁目 植松2丁目 植松3丁目 諏訪1丁目 諏訪2丁目 諏訪3丁目 上諏訪町 雄ヶ原町 池田新町 池田1丁目 池田2丁目 坂口町
萱瀬地区	荒瀬町 原町 宮代町 田下町 中岳町 黒木町
竹松地区	宮小路一丁目 宮小路二丁目 宮小路三丁目 今津町 富の原一丁目 富の原二丁目 黒丸町 竹松町 鬼橋町 小路口本町 小路口町 原口町 竹松本町 大川田町
福重地区	沖田町 寿古町 皆同町 今富町 野田町 立福寺町 弥勒寺町 重井田町 福重町 草場町
松原地区	松原本町 松原一丁目 松原二丁目 松原三丁目 野岳町 東野岳町 武留路町

別表第2（第5条関係）

均等割	<p>当該年度の交付金の予算額（その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とする。以下同じ。）に100分の70を乗じて得た額を8で除した額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）</p>
地区割	<p>当該年度の交付金の予算額に100分の30を乗じて得た額に、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 三浦地区 100分の5</li> <li>(2) 鈴田地区 100分の5</li> <li>(3) 大村地区 100分の25</li> <li>(4) 西大村地区 100分の30</li> <li>(5) 萱瀬地区 100分の5</li> <li>(6) 竹松地区 100分の20</li> <li>(7) 福重地区 100分の5</li> <li>(8) 松原地区 100分の5</li> </ul>